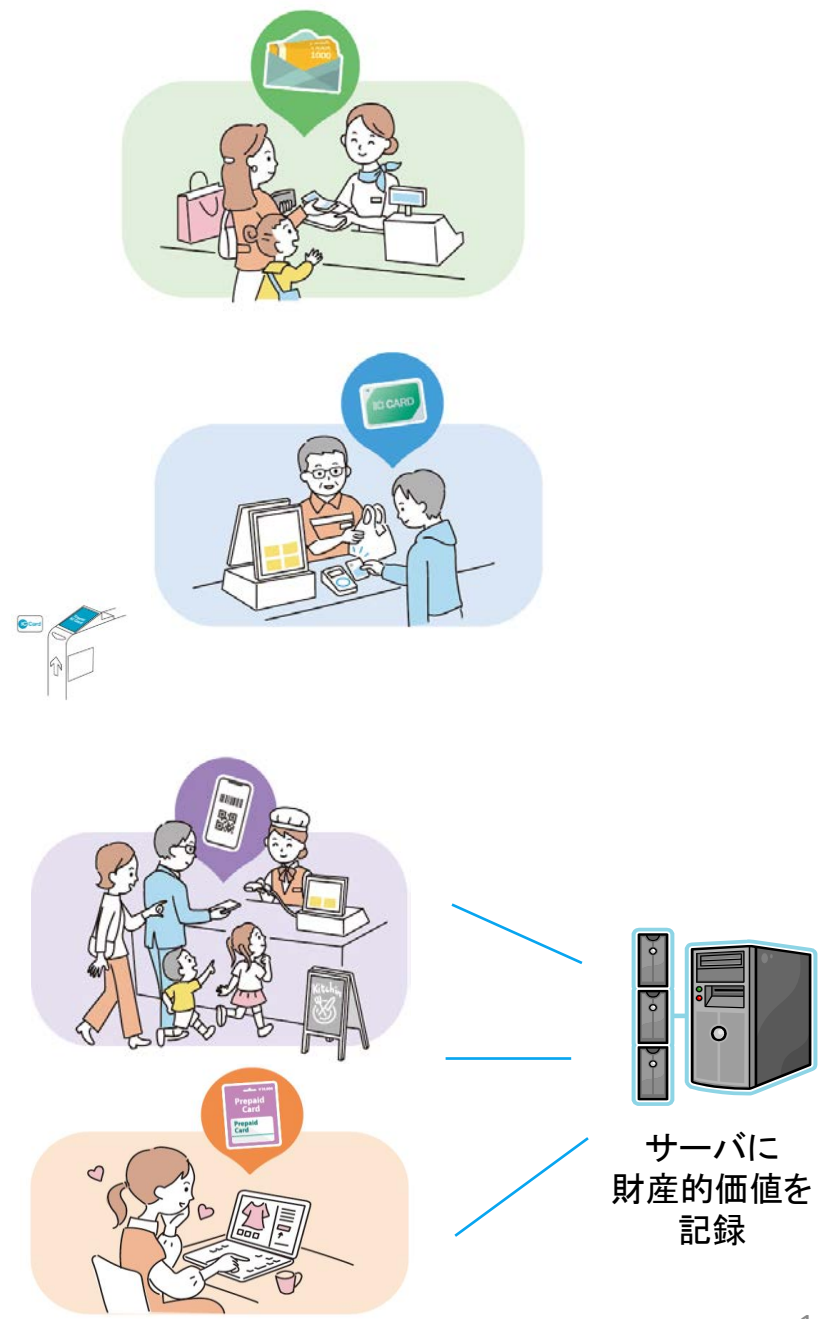
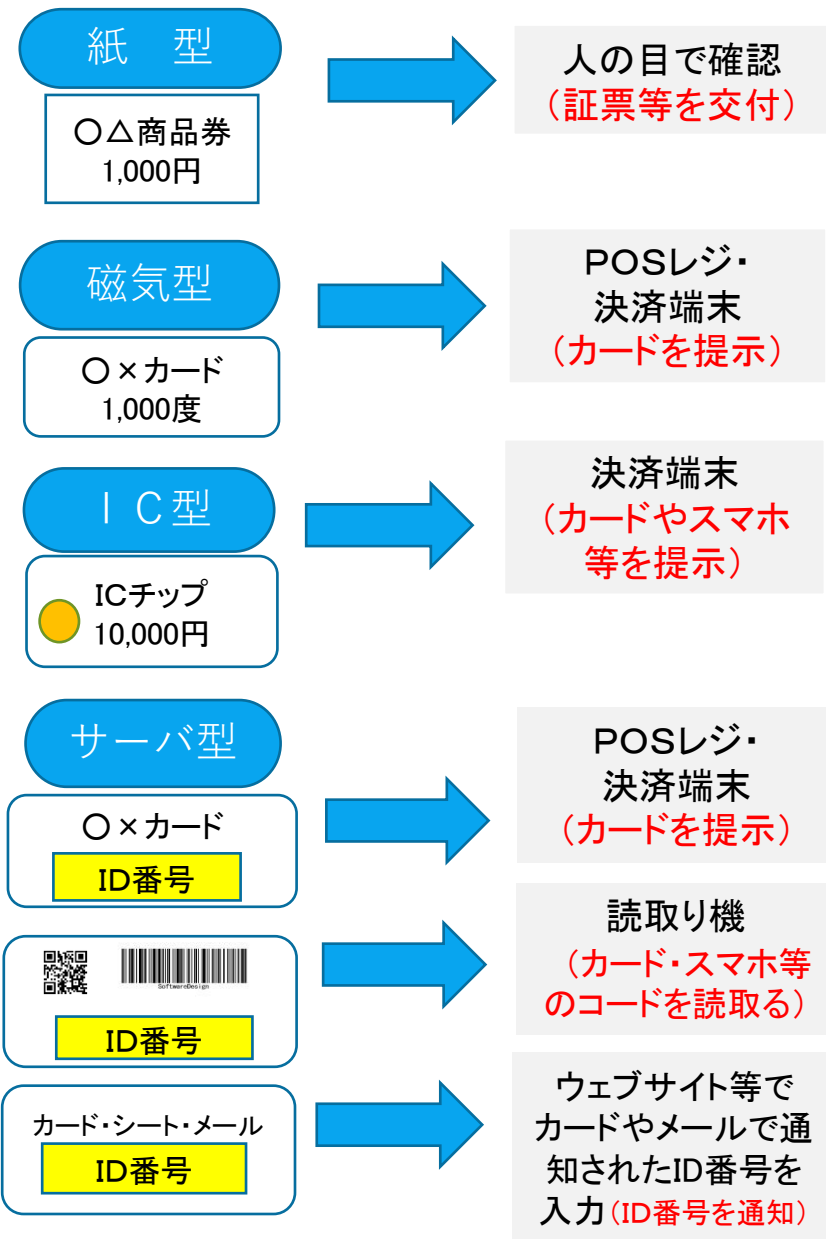


# 資金決済業（資金移動業者、前払式支払手段発行者） における決済の現状・仕組み及び利用者利便に向けた 取組み

令和5年6月16日

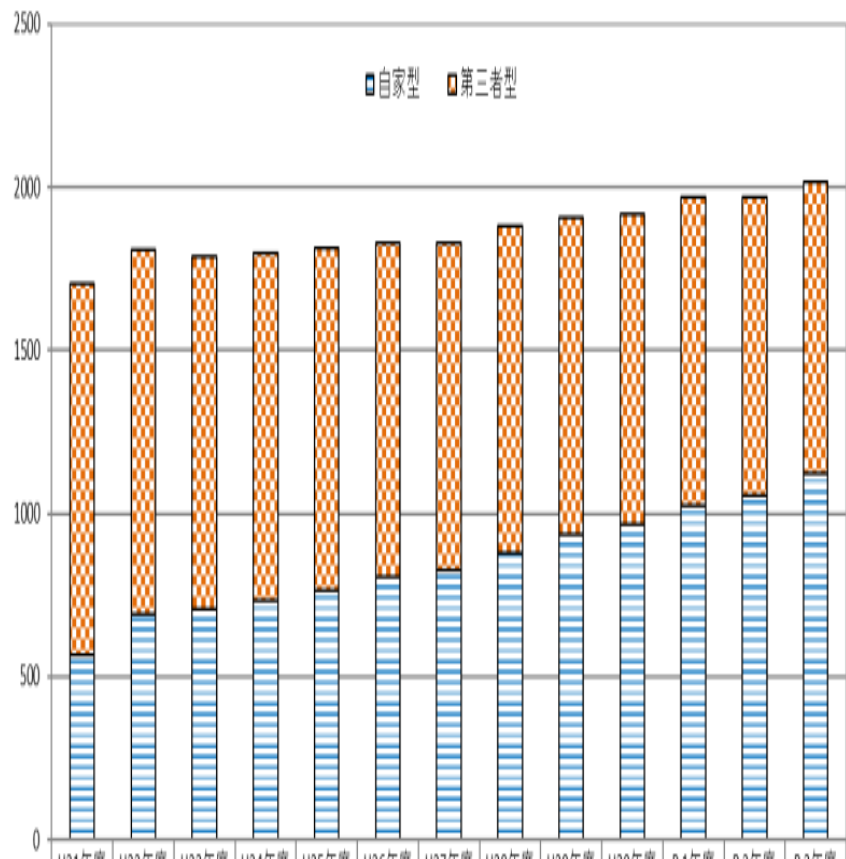
# 前払式支払手段の媒体等



# 前払式支払手段の発行者の推移

発行者数の推移

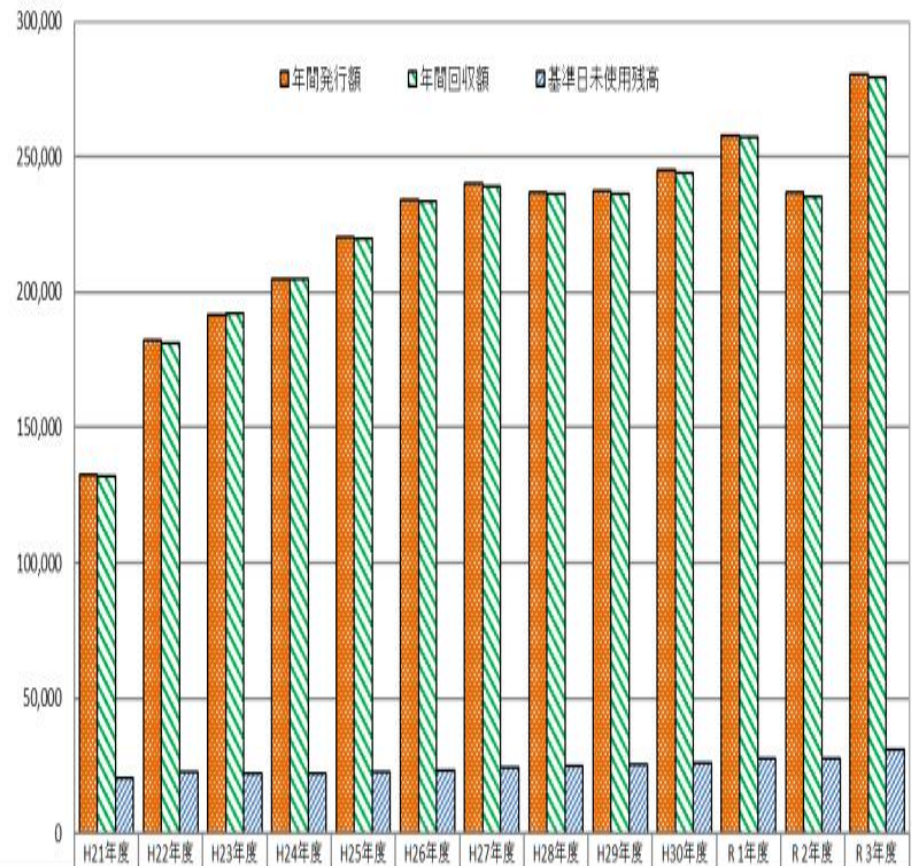
(単位: 者)



	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
第三者型	1,133	1,117	1,084	1,068	1,050	1,024	1,002	1,000	974	952	943	914	890
自家型	569	689	706	732	765	805	828	880	935	966	1,024	1,057	1,124

年間発行額・回収額・基準日未使用残高の推移

(単位: 億円)



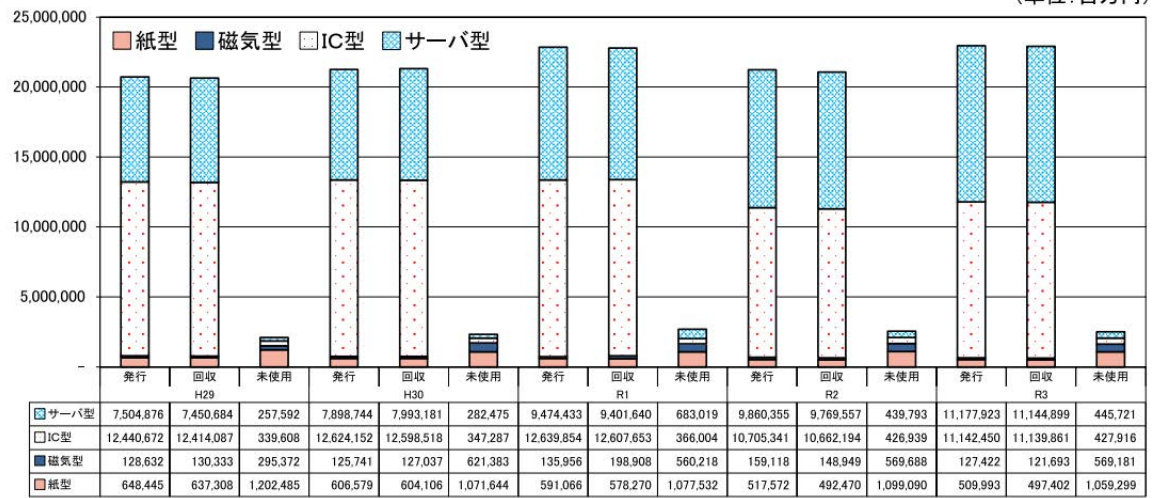
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
年間発行額	132,405	182,286	191,615	205,177	220,632	234,147	239,972	237,199	237,428	245,132	257,885	237,186	280,318
年間回収額	131,889	180,997	192,363	205,047	220,074	233,543	239,171	236,629	236,493	244,197	257,257	235,543	279,406
基準日未使用残高	20,592	22,647	21,975	22,078	22,710	23,359	24,511	24,997	25,652	26,233	27,911	27,420	31,176

資料提供: 金融庁

# 媒体別発行額、回収額及び未使用残高の推移

図表7 媒体別発行額、回収額及び未使用残高の推移

(単位:百万円)



図表8 業種別・媒体別発行者数

有効回答者数 747 者

(単位:者)

業種	発行者数	媒体別発行状況					
		紙型	磁気型	IC型	サーバ型 (リアル店舗)	サーバ型 (オンライン)	サーバ型 (リアル店舗・ オンライン両方)
発行専門会社	29	5	3	8	5	5	8
百貨店	25	25	7	0	10	0	0
スーパー	78	58	2	3	40	0	0
小売業 (百貨店・スーパーを除く)	130	57	45	7	24	1	9
外食業	10	6	0	0	2	0	3
旅行業	20	20	0	0	1	0	2
ホテル・旅館業	39	36	3	0	2	1	0
通信業	9	0	2	0	0	6	1
運輸業	21	15	8	8	0	0	0
製造業	15	12	0	0	1	1	1
クレジット・割賦販売業	45	29	4	10	9	2	12
ソフトウェア業	13	0	1	0	0	11	1
不動産業	22	16	4	1	1	2	0
スポーツ・レジャー	16	6	3	5	5	1	0
協同組合・商工会議所等	190	167	11	8	18	0	2
その他	85	28	12	10	14	11	18
合計	747	480	105	60	132	41	57

(注)複数回答

出所: 日本資金決済業協会 第24回発行事業実態調査統計(令和3年度版)

参考: 調査対象発行者数2004者に対する回答者(回答率37.8%)

# 市場浸透度の把握

## ▼ 支払手段（大分類）の利用経験率

- 利用したことがあるものにおいて、『紙型の商品券』『クレジットカード』『ポイント』『現金』が8割を超える。
- 最も頻繁に利用するものにおいて、「現金」が34.8%で最も高く、「クレジットカード」が32.5%で続く。



出所：前払式支払手段の利用実態調査2022年結果報告書（2022年2月一般社団法人日本資金決済業協会）

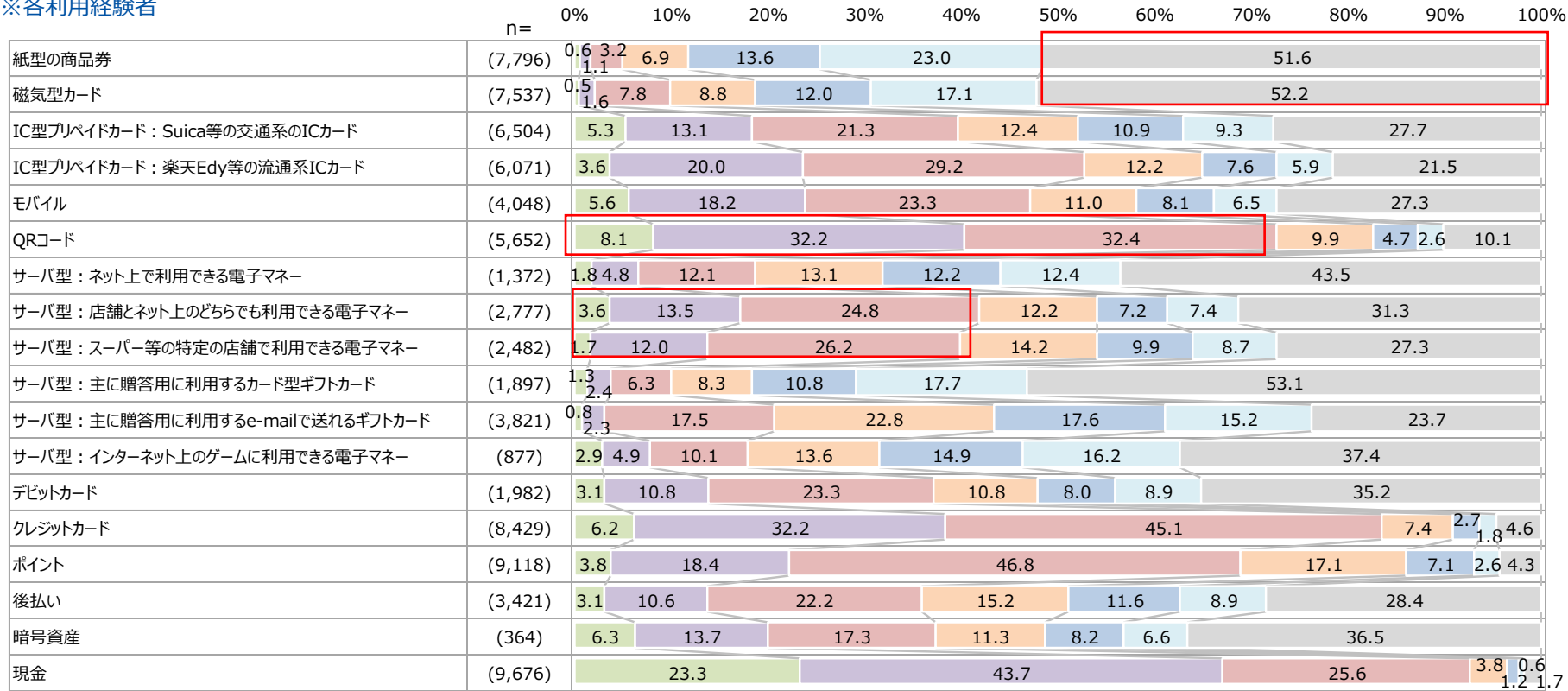
# 市場浸透度の把握

## ▼ 支払手段（小分類）の利用頻度

- 『紙型の商品券』や『磁気型カード』は利用経験は高いが利用頻度は低く、年に1回も利用していないが半数を占める。
- 一方、『IC型プリペイドカード』や『モバイル』、『QRコード』は利用頻度が高く、特に『QRコード』は月に数回以上の利用者が7割を超える。また、『サーバ型』でも「店舗とネット上のどちらでも利用できる電子マネー」「特定の店舗で利用できる電子マネー」の利用頻度がやや高い。（約4割が「月に数回」以上利用）

■ 概ね毎日 ■ 週に数回程度 ■ 月に数回程度 ■ 3ヶ月に1回程度 ■ 半年に1回程度 ■ 年に1回程度 ■ それ以下

### ※各利用経験者



出所：前払式支払手段の利用実態調査2022年結果報告書（2022年2月一般社団法人日本資金決済業協会）

# 高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

マネロン上のリスクが特に高い「 高額 of チャージや移転が可能なもの 」(「 高額電子移転可能型 」) の発行者に対し、資金決済に関する法律において業務実施計画の届出を求めるとともに、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等の規律を適用

前払式支払手段の発行者	
価値の移転不可	価値を電子的に移転可能 【電子移転可能型】
交通系ICカード等	アカウント残高が譲渡できるもの ① 残高譲渡型 電子ギフト券等 ② 番号通知型(狭義)
アカウント残高が譲渡不可なもの	国際ブランドプリペイドカード ③ ②に準ずるもの <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         高額の価値移転等を行うことができる                          第三者型前払式支払手段【高額電子移転可能型】*  <b>※犯収法の適用対象</b> </div>

\*高額の閾値  
 「高額電子移転可能型前払式支払手段」に該当する金額基準の定義      ※いずれも第三者型前払式支払手段が対象

①「残高譲渡型前払式支払手段」: 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額が10万円を超えるものであること 又は 移転が可能な1か月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものであること

②「番号通知型前払式支払手段」: 口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高の額が 10万円を超えるものであること 又は 口座に記録が可能な1か月間の 未使用残高の総額が30万円を超えるものであること

③「上記② に準ずるもの 」 : 口座に記録が可能な1か月間の 未使用残高の総額が 30万円を超えるものであること かつ 使用が可能な1か月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものであること

口座の要件(上記①～③共通) : 未使用 残高の上限額が30万円を超えるものであること(上限額が 30万円以下の場合は、①～③に該当しても、高額電子移転可能型前払式支払手段に非該当)【前払式支払手段府令、告示】

# 資金移動サービスの形態

「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むこと

## 4つの資金移動サービス

銀行以外でも、資金移動業者(登録業者)に限り、資金移動業者の店舗・代理店、インターネット、スマートフォン等、コンビニの端末を利用して送金できます。国内送金サービスの他、海外に送金できるサービスもあります。



### 1 営業店型

店舗で送金を依頼すると、金額や受取先等を別の店舗に連絡。受け取る人は別の店舗に必要な情報や書類を提示してお金を受け取ります。



### 2 インターネット・モバイル型

送金口座(アカウント)を開設し、インターネットやスマートフォン等を利用して入金。インターネット上で送金が行われ、指定のアカウント等でお金を受け取ります。



### 3 カード・証書型

あらかじめアカウントに入金しチャージされたカードを持って渡航。ATM等で現地通貨を引き出したり、提携先の加盟店でのショッピングに利用できます。



### 4 QRコード決済の資金移動

自分のアカウントにチャージした残高を、別のユーザーに送金できたり、ショッピング等に利用することができます。

たとえば、インターネットやモバイルなどを利用した次のような資金移動サービスが行われています。

#### 個人から個人への送金(CtoC)

宴会の会費をまとめて支払う

- 参加者各人が割り勘分をスマホで送金。
- 幹事が会費をアプリのアカウント等で受領。
- 幹事が会費をまとめてお店に支払い

#### 個人から企業への送金(CtoB)

インターネットでの買い物代金を販売会社に支払う

- ネットショッピングの物品の購入代金をパソコン・スマホから送金指示。
- 販売会社のアカウント等に入金。
- お店は入金を確認して商品を発送。

#### 企業から個人への送金(BtoC)

イベントが中止になり、主催した会社から申込者へチケット代金等を払い戻す

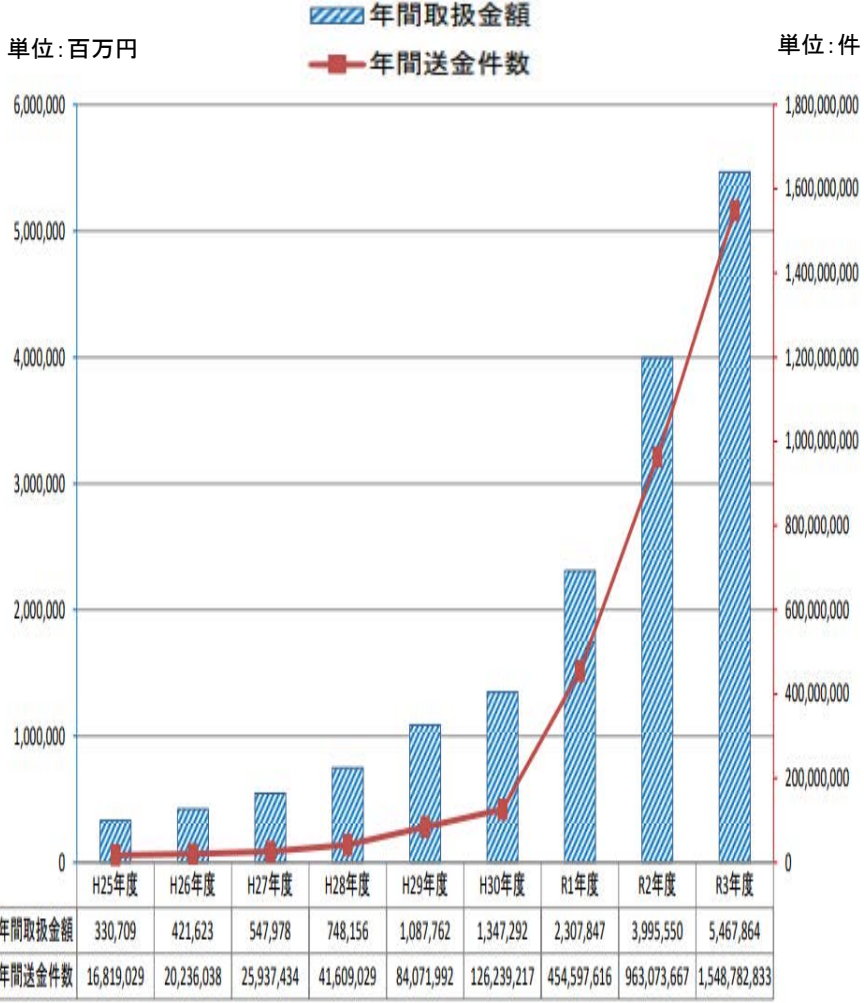
- イベントが中止で払戻しが発生。
- 主催した会社から資金移動業者に払戻金を一括して入金。
- 申込者が受取に必要な情報を送付
- 申込者はコンビニATMでの受取や、銀行口座への振込等によりお金を受け取る。



# 資金移動業の実績推移

令和4年3月31日現在

年度	年間送金件数 (件)	年間取扱金額 (百万円)	1件あたりの平均 取扱金額 (千円)	登録資金移動業 者数 (社)	
平成26年度	20,236,038	421,623	20	39	
平成27年度	25,937,434	547,978	21	44	
平成28年度	41,609,029	748,156	17	48	
平成29年度	84,071,992	1,087,762	12	58	
平成30年度	126,239,217	1,347,292	10	64	
令和元年度(注)	454,597,616	2,307,847	5	75	
	国内	404,901,313	1,180,007	2	36
	国外	49,696,303	1,127,837	22	53
令和2年度(注)	963,073,667	3,995,550	4	80	
	国内	892,640,092	2,595,589	2	39
	国外	70,433,575	1,399,956	20	54
令和3年度(注)	1,548,782,833	5,467,864	3	83	
	国内	1,473,790,829	3,989,725	2	43
	国外	74,992,004	1,478,134	19	53



(注)令和元年度から国内、国外別に年間送金件数、年間取扱金額等を表記しております。  
国内は国内→国内送金の件数、取扱金額等を、国外は国内→国外送金及び国外→国内送金の件数、取扱金額等を、また事業者数にうちは登録申請書より表記しております。

資料提供:金融庁

# 資金移動業の種別の創設

資金移動業では、以下の3つの種別が設けられ、それぞれの種別に対しリスクに応じた規制を整備

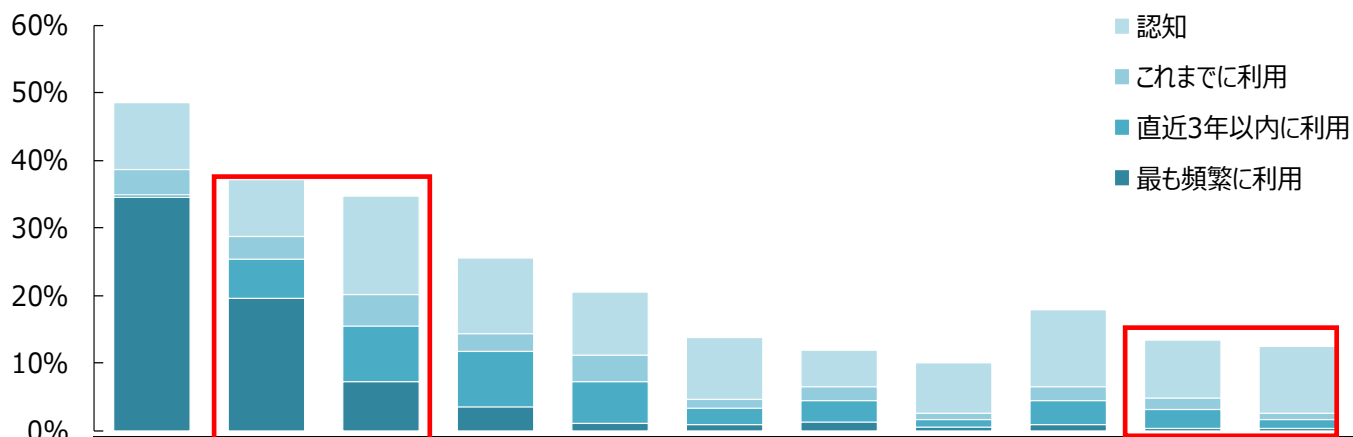
事業者数: 令和5年3月31日現在

種別	概要
第一種資金移動業	100万円を超える高額送金が取扱い可能であり、厳格な滞留規制等が課され、業務実施計画を定めて金融庁長官の認可が必要 (事業者数: 1)
第二種資金移動業	従来規制(1件当たり100万円以下の為替取引)を前提として今後も事業を行う者であり、利用者資金の残高が送金上限額(100万円に相当する額)を超えている場合には為替取引との関連性を確認し、為替取引に用いられないことがないと認められるものについては保有しないための措置を講じることが必要 (事業者数: 84)
第三種資金移動業	1件当たりの送金額及び利用者一人当たりの受入額の上限額が5万円以下の為替取引を取扱う事業者であり、利用者資金を供託などに代えて自己の財産と分別した預貯金等による管理を行うことが可能 (事業者数: なし)

# 送金サービス 市場浸透度

スクリーニング調査

- 全体における認知率・利用率は、国内・海外ともに「ショッピング・サービス代金の支払」が最も高く、次いで「個人送金・受取」が続く。
- 認知者におけるこれまでの利用率は、「国内のショッピング・サービス代金の支払」が8割弱で最も高い。



n=	国内送金								海外送金				
	国内のショッピング・サービス代金の支払	国内の個人送金・受取	国内のオークション・フリマの代金支払・受取	国内のコンサート代金や商品等の代金の返金(受取)	国内の事業費の送金・受取	社内の経費精算の受取	給与前払いの受取	海外のショッピング・サービス代金の支払	海外の個人送金・受取	海外の事業費の送金・受取			
認知	(50,000)	48.5	37.1	34.7	25.6	20.6	13.9	12.0	10.0	18.0	13.5	12.5	7.4
これまで利用	(50,000)	38.7	28.7	20.2	14.4	11.2	4.6	6.5	2.6	6.6	4.8	2.6	1.1
直近3年以内に利用	(50,000)	34.9	25.4	15.5	11.7	7.3	3.4	4.4	1.7	4.4	3.2	1.6	0.8
最も頻繁に利用	(50,000)	34.5	19.6	7.3	3.5	1.2	0.9	1.4	0.6	0.9	0.3	0.4	0.1
認知者におけるこれまでの利用率		79.8	77.4	58.2	56.3	54.4	33.1	54.2	26.0	36.7	35.6	20.8	14.9

出所：資金移動業者が行う送金サービスに関する調査【2022年】結果報告書（2022年6月一般社団法人日本資金決済業協会）

## オンラインで完結可能な本人確認方法の種類

類型		方法	該当条項 <sup>(注)</sup>
個人顧客向け	本人確認書類を用いた方法	「写真付き本人確認書類の画像」+「容貌の画像」を用いた方法	1号ホ
		「写真付き本人確認書類のICチップ情報」+「容貌の画像」を用いた方法	1号ヘ
		「本人確認書類の画像又はICチップ情報」+「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法	1号ト(1)
		「本人確認書類の画像又はICチップ情報」+「顧客名義口座への振込み」を用いた方法	1号ト(2)
	電子証明書を用いた方法	「公的個人認証サービスの署名用電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書)」を用いた方法	1号ワ
		「民間事業者発行の電子証明書」を用いた方法	1号ヲ・カ
法人顧客向け	「登記情報提供サービスの登記情報」を用いた方法	3号ロ	
	「電子認証登記所発行の電子証明書」を用いた方法	3号ホ	

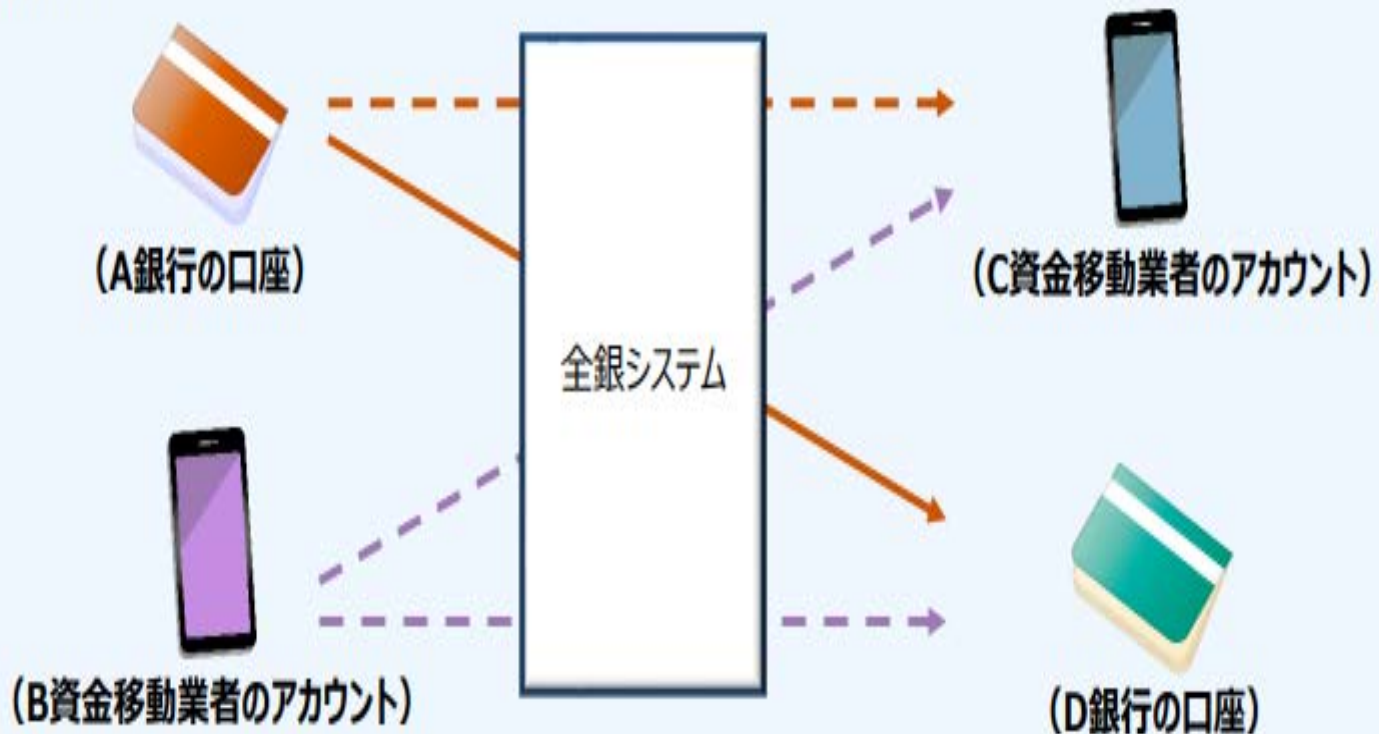
(注)いずれも犯罪収益移転防止法施行規則(以下「犯収法規則」)6条1項

出所：金融庁の参考資料（犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法の概要）

# 全銀システム参加資格拡大について

## 【資金移動業者参加後のイメージ】

- ✓ 資金移動業者が全銀システムに参加した場合、全銀システムを介して、銀行口座から資金移動業者のアカウントへの送金、資金移動業者のアカウントから銀行口座への送金、および異なる資金移動業者のアカウント同士の送金が可能に。



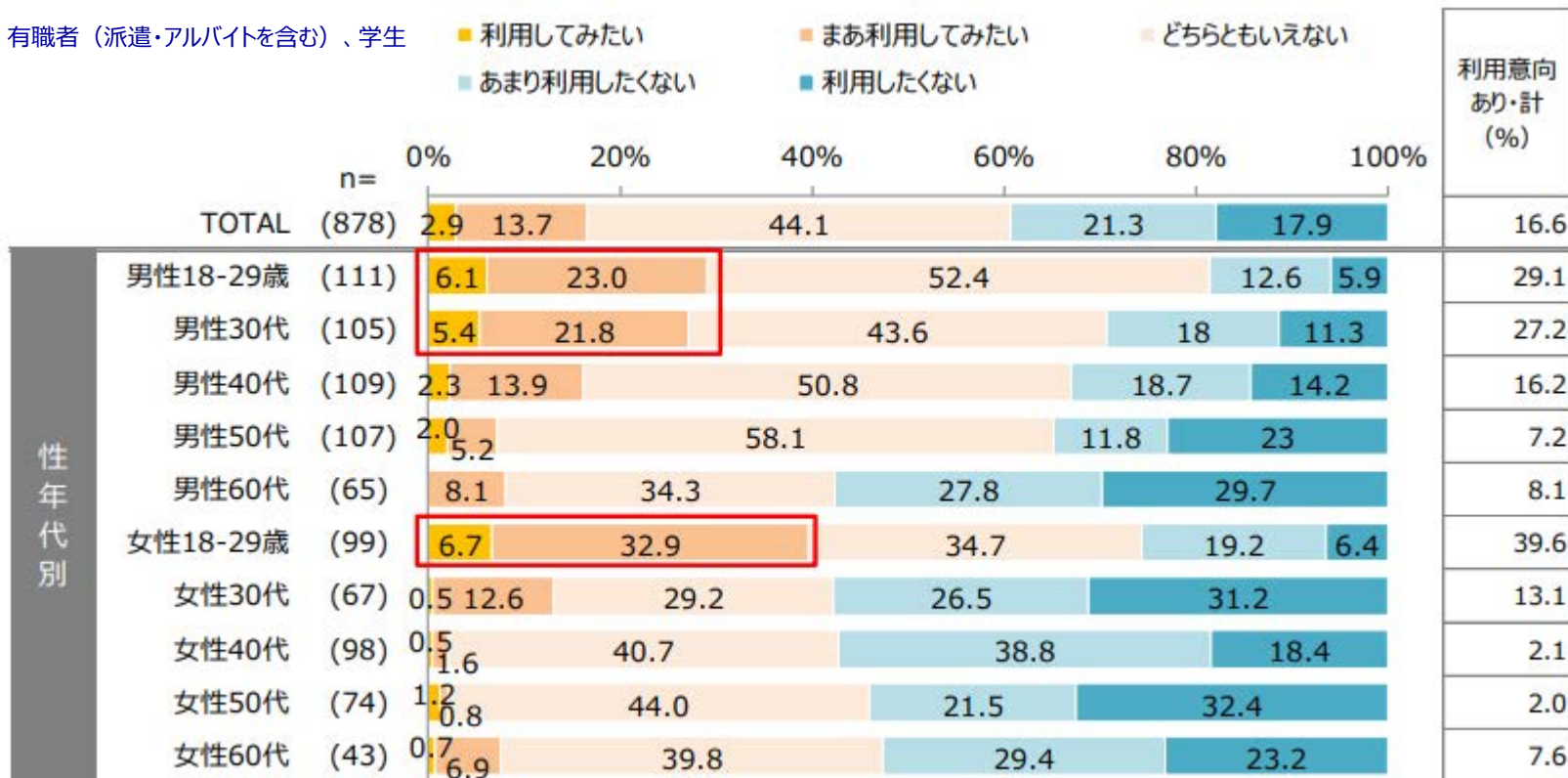
# ペイロール 利用意向

本調査

- 3年以内送金サービス利用者における、有職者及び学生の**ペイロール利用意向ありは2割弱**。
- 性年代別にみると、男性の利用意向が、女性18-29歳を除き、女性に比べて高い。また、**男性30代以下、女性18-29歳の利用意向が高い**。

『ペイロール』とは……  
 現在の法律では、給与の支払いは「現金の（直接）支払い」または「銀行等の口座への振り込み」に限定されています。今後の制度改正で、銀行以外（資金移動業者）が行う送金サービスを使って給与の支払いができるようになると、たとえば、給与をプリペイドカード等に直接入金してもらおうことができるようになります。


ベース：有職者（派遣・アルバイトを含む）、学生



利用意向あり・計：「利用してみたい」+「まあ利用してみたい」

出所：資金移動業者が行う送金サービスに関する調査【2022年】結果報告書（2022年6月一般社団法人日本資金決済業協会）

ご清聴ありがとうございました。

 一般社団法人日本資金決済業協会